

令和元年第12回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和元年12月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後4時00分					
閉会時刻	午後4時40分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	欠席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第38号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 議案第39号 農用地利用配分計画(原案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p><b>日程第1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は7番、9番にお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第2 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第2 議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>1番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>昨日、現地確認をしました。現地は雑草が生えており、耕作していない様子でした。譲受人は譲渡人の息子であり、これから結婚する予定であるため、住宅を建築したいとのことです。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>地番〇〇〇番〇は河川用地ですか。</p> <p>河川用地ではありませんが、法のような状態となっています。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>1番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は譲渡人の親戚であり、約40年ほど前から申請地の隣接地に住んでいるとのことです。現地は既に車庫兼進入路として利用されていました。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>補足といたしまして、こちらの案件については、埼玉県から農地の状態に是正するよう指導されているため、農地への現状回復が予定されています。このため、農業委員会でも条件を付して進達したいと考えています。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第3 議案第38号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b></p> <p>日程第3 議案第38号農用地利用集積計画（案）の決定について審議</p>

事務局  
議長  
事務局

に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

今日の午前中に現地確認をしました。申請地の殆どは耕運、耕作がされており、ブロッコリー、キャベツなどが栽培されていましたが、2筆のみ、高さ1.5mほどの枯草がある状態でした。

当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものであります。なお、当該申請は平成26年に設定されたものであり、今回は設定期間満了に伴う更新を行うものです。また、貸付する担い手につきましては、次の議案にて審議となります。

申請地につきましては、筆数が多いため、事前に配布させていただいた案内図等でご確認いただきたいと思います。場所は全て田波目地内になり、所有者6名、筆数16筆、面積13,179㎡となります。

まずは、農地中間管理機構への利用権設定の更新につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長

質疑がありましたらお願いします。

3番

草が生えている土地は、中間管理機構が利用していないということですか。

事務局

中間管理機構から借り受けている農業者が利用していない状況です。

3番

利用していないのに更新をするのですか。

事務局

当初は更新をしない予定でしたが、土地所有者からの意向などの事情から、更新をすることになりました。借りる以上は耕作をするよう指導します。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

#### 日程第4 議案第39号 農用地利用配分計画（原案）の決定について

日程第4 議案第39号 農用地利用配分計画（原案）の決定について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局

先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地につきまして、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。

配分計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申出た者に配分するものです。法律に基づき農地中間管理機構が希望者へ配分する計画について、農業委員会に意見を求めるものです。

借受人の〇〇〇株式会社は、全国21か所の農場を開設し、日高市では平成

議長  
3番  
事務局  
議長  
委員  
議長  
委員  
議長

23年から農場が開設され、現在約17haの農地を借り受け、レタス等の野菜を栽培しています。

農地利用配分計画につきまして、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いいたします。

質疑がありましたらお願いします。

借りる土地は適正に耕作及び管理するよう指導してください。

わかりました。

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案について、意見なしでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は意見なしで回答します。

議長  
事務局  
議長  
1番  
議長  
2番（推進委員）  
事務局

#### 日程第5議案第40号相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第2議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

1番委員より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請人は花きを栽培している農業者で直売所に出荷しています。申請地には花きや野菜の苗と種が植えられている状態でした。

質疑がありましたらお願いします。

営農継続期間は20年ですか。

議案に記載されている1番目から3番目の農地は、生産緑地のため終身営農となり、残りの1筆は通常の市街化区域の農地であるため、20年となります。

被相続人は相続人の配偶者ですか。

はい、そうです。

農業従事者は誰ですか。

相続人とその息子と息子の妻です。

相続人の息子は何歳ですか。

〇〇代の方です。

生産緑地が終身営農となったのはいつからですか。

平成21年です。

平成21年以前に適用を受けた生産緑地はどうなりますか。

平成21年以前の適用地は営農継続期間が20年間になります。

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件について、適格者証明を発行することよろしいでしょうか。

議長  
委員  
議長

<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり証明書を発行することで決しました。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p><b>日程第6 専決処分の報告について</b> 日程第6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印